

第1条（名称）

本会は、沖縄経済学会と称する。

第2条（目的）

本会は、経済学に関する研究とその普及及び関連諸科学・諸機関との学術交流を図ることを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- （1）機関誌の発行
- （2）研究会及び講演会の開催
- （3）その他、本会の目的に適う事業

第4条（会員）

本会は、第2条の目的に賛同する研究者、および団体からなる普通会員を以て組織する。

2. 前項の研究者の中で学部学生および大学院生は学生会員とする。
3. 学生会員は学生の証（学生証または在学証明書等）を事務局へ提示しなければならない。提示情報は理事会の議を経て別に定める。
4. 本会に特別の援助をなしたもので総会の承認を受けたものを賛助会員とする。援助の内容は別途定める。
5. 本会に特別の貢献をなしたもので総会の承認を受けたものを名誉会員とする。

第5条（入会手続き）

本会に入会しようとする者は、普通会員2名の推薦により理事会の議を経て、会員とする。

2. 会員名簿には2名の推薦人を明記する。

第6条（会員の特典）

会員は、本会の刊行物への論文等の投稿、刊行物受領、および各種事業に参加することができる。

第7条（会費）

会員は毎年所定の会費を納めなければならない。

2. 継続して3年以上会費を滞納した場合は、原則として会員の資格を失うものとする。
3. 普通会員、賛助会員の会費額は理事会の議を経て細則にて定める。
4. 顧問と名誉会員からは会費を徴収しない。

第8条（退会手続き）

本会を退会しようとする会員は、書面によりその旨を理事会に申し出なければならない。

第9条（除名）

会員が本会の体面を毀損する行為をしたときは、理事会の決議により除名することができる。

第10条（役員）

本会に次の役員をおく。

- | | |
|---------|-----------------------|
| （1）会長 | 1名 |
| （2）副会長 | 1名 |
| （3）事務局長 | 1名 |
| （4）理事 | 15名以内（会長、副会長、事務局長を含む） |
| （5）監事 | 2名 |
| （6）運営委員 | 若干名 |
| （7）顧問 | 若干名 |

第11条（役員の職務）

会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

3. 理事は、理事会を構成し、本会の会務に関する重要事項を決定する。
4. 監事は、会計を監査し、その結果を総会において報告しなければならない。
5. 事務局長は、事務を統括し、運営を記録し、状況を理事会へ報告しなければならない。
6. 運営委員は、運営委員会及び編集委員会を構成し、研究会の開催、機関誌の編集、庶務、会計、その他日常の会務を行う。
7. 顧問は、理事会に出席し意見を述べることができる。

第12条（役員の選出）

会長及び副会長は理事の互選による。

2. 理事及び監事は、総会において選出する。
3. 運営委員は、理事会の議を経て会長が委嘱する。
4. 顧問は、理事、運営委員の推薦により理事会の承認を経て会長が委嘱する。
5. 役員の任期中欠員が生じたときは、補充役員を選出する。

第13条（役員の任期）

役員の任期は2年とし、再任をさまたげない。ただし、補充役員の任期は前任者の在任期間とする。

第14条（総会）

- 本会は毎年1回会員総会を開く。理事会が必要ありと認めたとき、または会員の3分の1以上の請求があったとき臨時総会を開くことができる。
2. 理事会は総会の議事、会場、時期を定めて、予めこれを会員に通知し、総会において会務及び会計の報告をする。
 3. 総会は、普通会员の3分の1以上が出席しなければ開くことができない。ただし、委任状による出席、議決権の行使は認める。
 4. 総会の決議は、出席した普通会员の過半数の同意をもってし、賛否同数の時は議長の決するところによる。
 5. 総会の議長は会長が当たる。

沖縄経済学会会則

6. 総会の議事録は議長及び出席した理事2名の署名押印を必要とする。

第15条（総会の議決事項）

次に掲げる事項は総会の承認を得なければならない。

- (1) 会則の改廃。
- (2) 理事及び監事の選出。
- (3) 予算及び決算。
- (4) 次年度事業計画及び過年度事業報告。
- (5) 募金に関すること。

第16条（理事会）

理事会は次に掲げる場合に随時開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の2分の1以上から会議の目的を示し開催の請求があったとき。
2. 理事会の議長は会長があたる。
3. 理事会は理事の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。但し、委任状による出席、決議権の行使は妨げない。

第17条（大会及び研究会）

毎年1回大会を開き、研究発表その他の事業を行う。

2. 適宜研究会を開き、会員相互の研究交流を促進する。

第18条（会計年度及び経費）

本会の会計年度は毎年10月1日に始まり、翌年9月31日に終わる。

2. 本会の経費は、会費、寄付金、委任研究資金、その他の収入をもって当てる。
3. 寄付金、委任研究資金は理事会の承認を経て受理する。

第19条（沖縄経済学会基金）

賛助会費は、基金を設けてその基本財産に積み立てるものとする。

2. 基金は特別会計とし、その運用収益は一般会計に繰入るものとする。

沖縄経済学会会則

第20条（細則）

本会は事業の執行に必要な細則は理事会がこれを定める。

第21条（会則の変更）

会則の変更は、総会において出席した普通会員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

附則

1987（昭和62）年8月8日制定

1. 本会は1983（昭和58）年7月30日をもって効力を発するものとする。
2. 本会の創立当初の会員は、第5条の規定にかかわらず、別紙会員名簿のとおりとする。
3. 改正、1985（昭和60年）8月1日をもって効力を発する。
4. 改正、1987（昭和62年）8月1日をもって効力を発する。
5. 改正、1991（平成3年）8月1日をもって効力を発する。
6. 改正、2000（平成12）年8月1日をもって効力を発する。
7. 改正、2014（平成26）年10月1日をもって効力を発する。
8. 改正、2022（令和4）年3月2日をもって効力を発する。